

令和2年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 第5期対策(R2～R6)の最初年となる令和2年度は、10市町2,091haで取組まれました。
(10市町…大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市)

(2) 協定の締結状況

- 取組協定数は162協定でした。
- 集落協定は10市町、160協定で11協定が新たに取組を始めました。
- 個別協定は2市、2協定でした。

(3) 協定農用地の総面積

- 令和2年度から11集落が取組を始め、協定締結面積は約347ha増加しました。

(4) 体制整備単価と基礎単価の取組

- 162協定のうち、体制整備単価(※1)で取組んだ協定は150協定、基礎単価(※2)で取組んだ協定は12協定でした。

※1 体制整備単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動(集落戦略の作成)に取り組む場合に交付される単価。

※2 基礎単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、体制整備単価の8割の額。

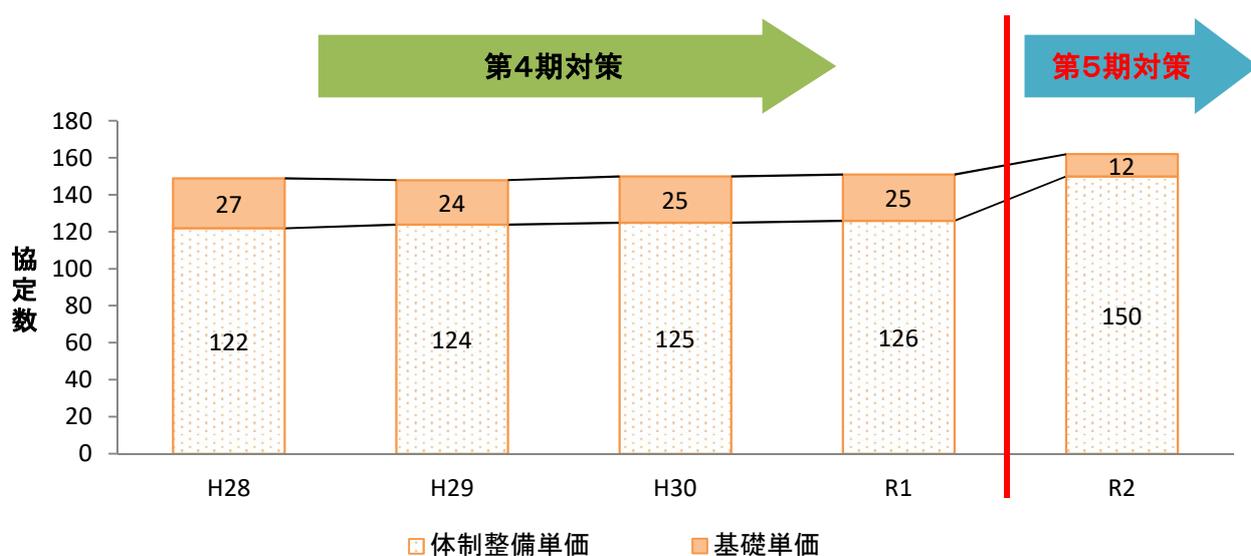


図1-1 協定数の推移

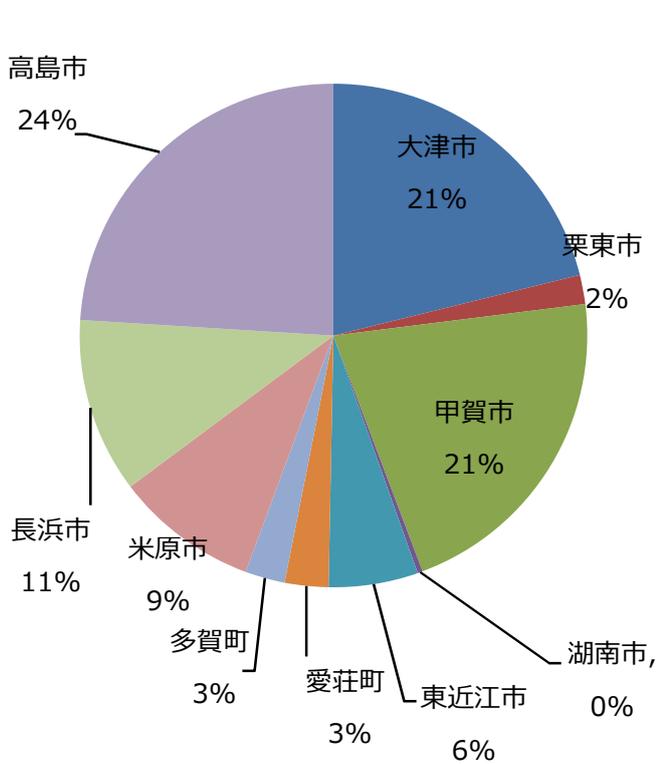
表1 令和2年度の対象面積と協定面積

市町名	交付対象の協定農用地面積(ha)	協定数 ¹⁾			
		交付単価			
		体制整備単価		基礎単価	
大津市	442	24		20	4
栗東市	39	6		6	-
甲賀市	445	50		46	4
湖南市	7	1	[1]	1	[1]
東近江市	119	12		12	0
愛荘町	58	4		4	0
多賀町	53	4		4	0
米原市	191	10		9	1
長浜市	235	24		24	0
高島市	502	27	[1]	24	3 [1]
滋賀県計 ²⁾	(1,744)	(149)	(〃)	(126)	(〃)
	2,091	162	[2]	150	[1]

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数。

注2) 各項目の上段の()は令和元年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

協定面積



協定数

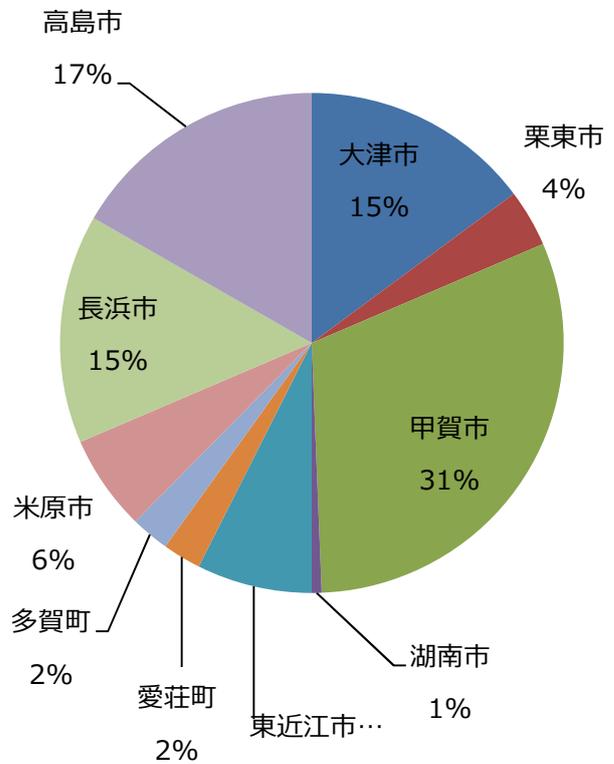


図1-2 各市町の協定面積、協定数割合

2. 協定農用地の地域区分別面積、地目別面積

協定農用地の総面積2,091haのうち、

- ・ 法指定地域の総面積は1,282ha(61%)、特認地域の総面積は809ha(39%)でした。
- ・ 地目別では、田が2,043ha(98%)、畑が48ha(2%)でした。
- ・ 傾斜別では、急傾斜が1,031ha(48%)、緩傾斜が1,078ha(52%)でした。

表2-1 令和2年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ¹⁾			うち、特認地域 ²⁾		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	442	442		236	236		206	206	
栗東市	39	39					39	39	
甲賀市	445	397	48	224	176	48	221	221	
湖南市	7	7					7	7	
東近江市	119	119		57	57		62	62	
愛荘町	58	58					58	58	
多賀町	53	53		53	53				
米原市	191	191		191	191				
長浜市	235	235		151	151		84	84	
高島市	502	502		370	370		132	132	
滋賀県計 ³⁾	(1,744)	(1,696)	(〃)	(810)	(762)	(〃)	(934)	(934)	
	2,091	2,043	48	1,282	1,234	48	809	809	

注1) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域

注2) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。

注3) 滋賀県計の上段の()は令和元年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

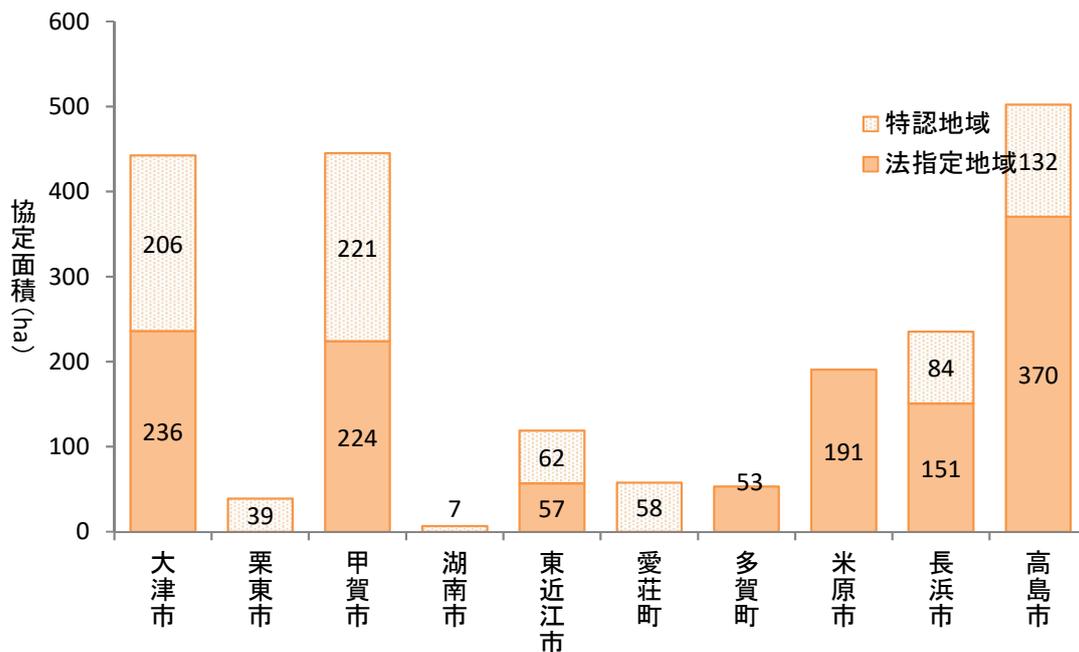


図2-1 各市町の協定面積(地域別)

表2-2 令和2年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、田			うち、畑		
		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜
大津市	442	442		442	442				
栗東市	39	39		39	39				
甲賀市	445	162	283	397	114	283	48	48	
湖南市	7	7		7	7				
東近江市	119	119		119	119				
愛荘町	58	3	54	58	3	54			
多賀町	53		53	53		53			
米原市	191	90	101	191	90	101			
長浜市	235	64	172	235	64	172			
高島市	502	88	415	502	88	415			
滋賀県計 ¹⁾	(1,736)	(1,058)	(678)	(1688)	(1010)	(678)	(〃)	(〃)	
	2,091	1,013	1,078	2,043	965	1,078	48	48	

注1) 滋賀県計の上段の()は令和元年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

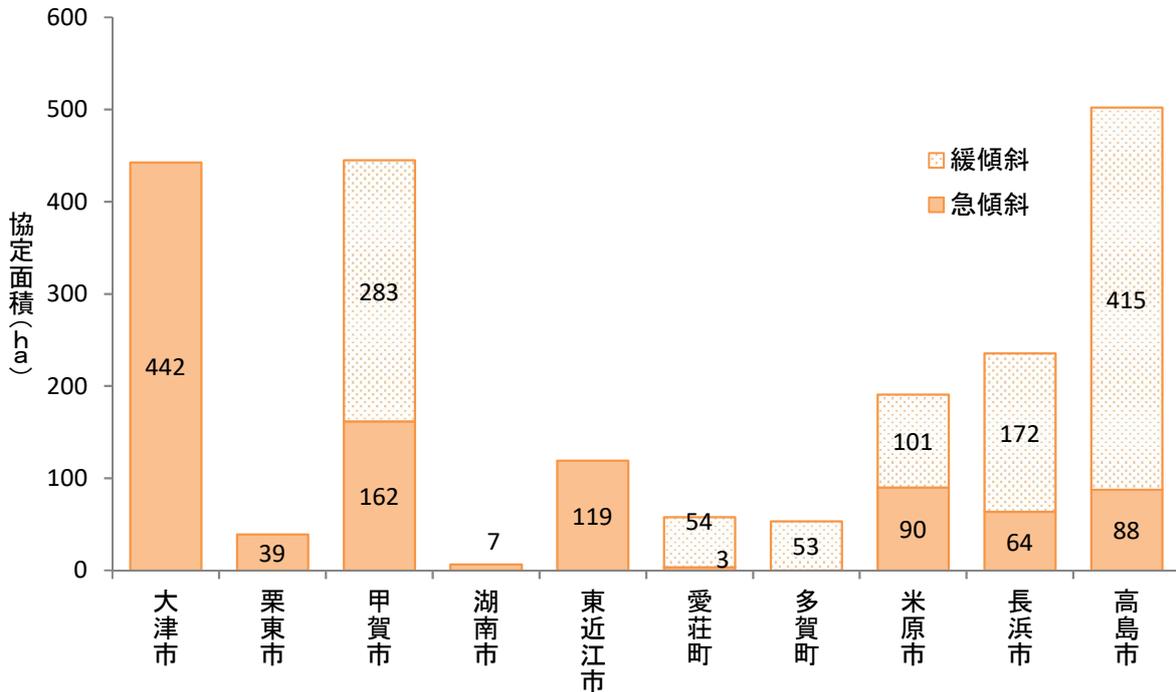


図2-2 各市町の協定面積(傾斜別)

3. 交付金額・使用状況

(1) 交付金額

総交付額は307,772千円で、協定面積の増加により前年度から41,153千円の増額となりました。

(2) 交付金の使用

- ・ 交付金のうち、約64%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約36%が個人に配分（※3）されました。
- ・ 「道・水路管理費」に約23%、「農地管理費」に約8%、「鳥獣被害防止対策」に約10%が充てられました。
- ・ 積立等の内訳では、「災害」が50%、「機械」が約27%を占めました。

※3 個人配分…農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。

表3-1 交付金額の使用

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	97,606	56,437	41,169	58	42
栗東市	8,376	1,585	6,791	19	81
甲賀市	53,064	37,055	16,010	70	30
湖南市	1,366	0	1,366	-	100
東近江市	24,963	17,366	7,596	70	30
愛荘町	5,461	5,181	280	95	5
多賀町	4,269	4,269	0	100	-
米原市	33,491	22,547	10,944	67	33
長浜市	28,278	20,847	7,430	74	26
高島市	50,898	30,372	20,526	60	40
滋賀県計 ¹⁾	(266,619)	(161,075)	(105,544)	(60)	(40)
	307,772	195,659	112,113	64	36

注1) 滋賀県計の上段の()は令和元年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

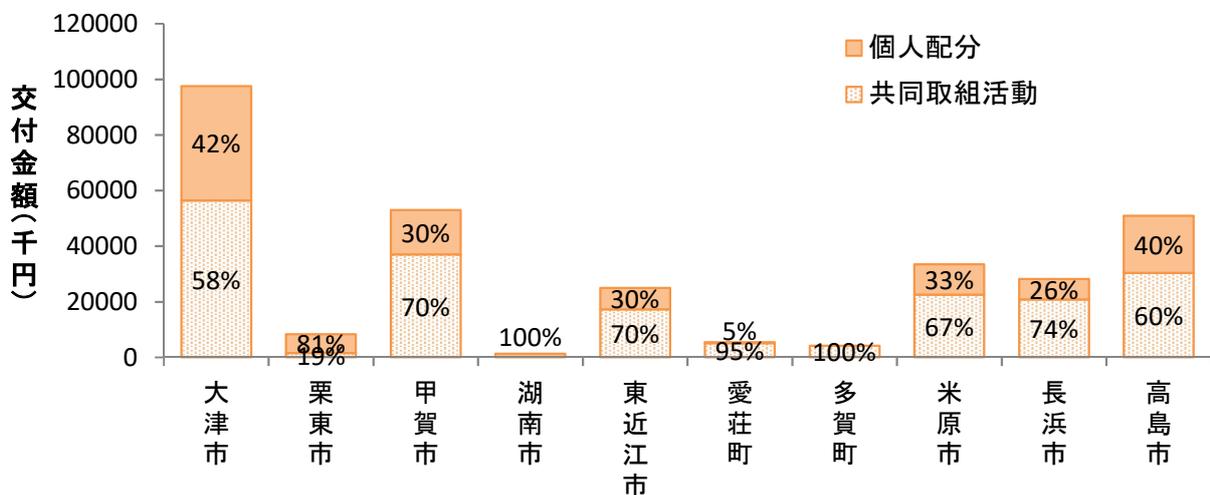


図3-1 各市町における交付金の配分割合

表3-2 共同取組活動費の使途内訳

単位：千円

市町名																	
	共同取組活動充当総額	(R1)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額 ⁶⁾	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	98,618	56,437	42,181	4,194	3,457	23,601	3,225	1,101	710	-	4,276	-	-	-	-	5,509	50,312
栗東市	1,585	1,585	-	240	-	170	151	214	-	-	-	-	-	-	150	-	660
甲賀市	37,055	37,055	-	1,368	380	8,386	7,997	8,240	63	6,162	300	-	-	-	-	-	4,159
東近江市	17,366	17,366	-	512	26	6,296	1,689	1,043	57	742	-	-	-	-	-	162	6,840
愛荘町	5,181	5,181	-	140	-	-	-	4,070	-	-	971	-	-	-	-	-	-
多賀町	4,269	4,269	-	460	-	2,272	504	361	-	-	-	-	-	-	-	73	600
米原市	22,547	22,547	-	501	-	1,535	731	652	6,437	100	-	-	-	-	240	4,317	8,034
長浜市	21,986	20,847	1,138	1,043	-	5,074	2,262	2,335	4,122	-	-	-	-	-	-	796	6,356
高島市	30,372	30,372	-	1,528	7	7,029	3,542	5,896	2,931	175	209	-	-	-	3	961	8,091
滋賀県計 ¹⁾	(361,058)	(164,063)	(189,401)	(7,610)	(1,230)	(55,082)	(23,984)	(22,386)	(24,452)	(5,956)	(3,123)	(30)	(20)	(22)	(974)	(11,434)	(204,757)
	238,979	195,659	43,320	9,986	3,870	54,362	20,100	23,912	14,319	7,178	5,756	0	-	0	393	11,818	85,052
共同活動費に占める割合 ¹⁾				(2%)	(0%)	(17%)	(9%)	(10%)	(18%)	(7%)	(4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(9%)	(25%)
				4%	2%	23%	8%	10%	6%	3%	2%	0%	-	0%	0%	5%	36%

注1) 滋賀県計、共同活動費に占める割合の上段の()は令和元年度の数値。滋賀県計の不整合は各項の四捨五入によるもの。

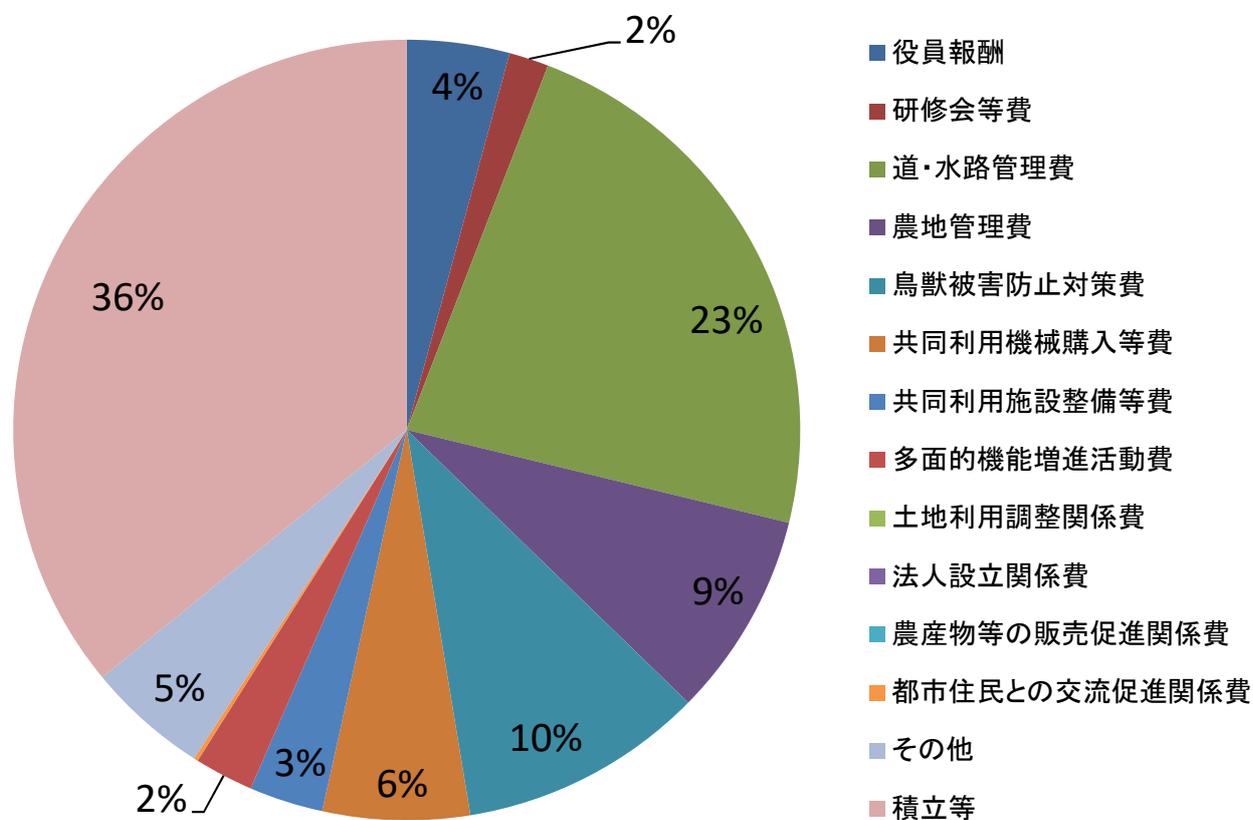


図3-2 共同取組活動費の使途内訳

4. 集落協定における体制整備に向けた取組状況

- ・ 集落協定162のうち、150協定(93%)で体制整備のための前向きな活動(※4)に取り組まれました。

※4 体制整備のための前向きな活動とは、中山間地域等において集落や農業の維持を図るため、協定参加者が地域の将来や地域の農地を引き継いでいくか話し合いを行うことです。そのためには集落戦略を作成する必要があり、以下のことについて記載します。

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動の継続のための支援体制

5. 個別協定の取組状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定に取り組まれました。

表5 個別協定の取組状況

協定締結者	農業生産法人(湖南省)	認定農業者(高島市)
交付単価	体制整備単価	基礎単価
協定締結面積(ha)	6.5	10.3
取組	・農業生産活動を5年間以上継続	・農業生産活動を5年間以上継続 ・耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託等) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の除草刈り

注)個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

6. 加算措置の取組状況

表6 加算措置の取組状況

加算措置の内容	協定数	面積(ha)	加算額(千円)	該当市町
棚田地域振興活動加算	1	40	4,038	大津市
超急傾斜農地保全管理加算	8	59	3,205	大津市、栗東市、甲賀市、米原市
集落協定広域化加算	3	105	3,154	甲賀市、米原市
うち、主導的な役割を担う人材の確保 ^{※5}	3	105	3,154	甲賀市、米原市
うち、農業生産活動等の継続のための取組 ^{※6}	3	105	3,154	甲賀市、米原市
集落機能強化加算	4	112	2,580	大津市、愛荘町、米原市
生産性向上加算	8	162	4,243	大津市、甲賀市、米原市、長浜市

※5 協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する取組の場合、単年度のみの交付となる。

※6 ※5に係る人材を確保したうえで、広域化により実現する農業生産活動の継続のための取組を行う場合は、複数年の交付を受けることができる。

7. 集落戦略の作成状況

- ・ 集落協定(体制整備単価)149のうち、令和2年度に集落戦略を作成したのは20協定でした。

表7 集落戦略の作成状況

市町	集落協定数	作成中	作成済み
大津市	20	18	2
栗東市	6	0	6
甲賀市	46	46	0
東近江市	12	0	12
愛荘町	4	4	0
多賀町	4	4	0
米原市	9	9	0
長浜市	24	24	0
高島市	24	24	0
計	149	129	20